

令和2年2月19日

お知らせ

課名	岡山県産業労働部 経営支援課
担当	鈴木・倉本
内線	3090・3093
直通	086-226-7361

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者向けに 県融資制度の要件を緩和します

中小企業者向け県融資制度のうち経済変動対策資金の融資対象者について、現行では最近3か月間の売上高等が減少していることを要件としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合は、最近1か月の売上高等の減少実績とその後の2か月の見込をもって判断することとします。

これにより、早期に融資を受けることが可能となり、速やかな資金繰りの改善が期待できます。

記

【融資制度の概要】

資金名	経済変動対策資金
融資対象者	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者または組合 1 中小企業信用保険法第2条第5項に定める特定中小企業者（セーフティネット保証の認定を受けた者） 2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3 最近3か月間の売上高等 ^{※1} 又は利益率 ^{※2} の月平均が、前年同期の売上高等又は利益率の月平均比で5%以上減少している者 【新設】 4 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等又は利益率が前年同月比5%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等又は利益等の月平均が、前年同期比で5%以上減少することが見込まれる者
資金使途	1 経営の維持・安定のために必要な運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く） 2 既存の信用保証付き融資の借換資金（一部の保証を除く）
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	年1.65%以内
保証料率	責任共有対象：年0.45%～1.52%
担保及び保証人	金融機関又は保証協会の定めるところによる
適用期間	令和2年2月25日（火）～令和2年9月30日（水）

※1 売上高等 … 売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高）

※2 利 益 率 … 売上総利益率又は営業利益率